

応援職員派遣に関するQ & A

R2.9.17時点

	質 問	回 答
1	施設の職員が、学校の休校に伴う育児や家族の感染等により出勤できない場合に、不足する職員の派遣も調整してもらえるのか。	施設職員又は利用者が感染した場合のみを対象としているため、質問の家族の感染や学校の休校等に伴う派遣調整は対象外である。
2	どのような種別の施設・事業所で発生した場合、派遣調整の対象となるのか。	入所施設やグループホーム等の利用者の生活の場としてサービス提供を中断することができないもの及びケアプラン作成に欠かせない居宅介護支援事業所を対象としている。 対象施設：介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、居宅介護支援事業所
3	派遣職員の職種は決まっているのか。	職種は特に限定していない。介護職等の直接支援に当たる職員を基本として、その他可能な範囲で調整を行う。
4	派遣人数や派遣期間に限度はあるのか。	派遣人数については、事業所内での勤務体制の変更や同一法人内での職員の確保・調整を行ってもなお不足する人数を想定している。この事業での派遣期間は、原則として2週間以内とする。
5	派遣職員の人件費等の費用は、発生施設（派遣先）と応援施設（派遣元）のどちらが負担するのか。	原則、派遣職員に係る人件費は派遣元施設が負担することを想定しているが、割増分の賃金や手当、派遣に係る交通費や宿泊費等は「サービス継続支援事業」の補助対象となる（介護報酬で措置されるものは補助の対象外）。
6	施設職員や利用者が感染した場合は、この派遣調整を必ず使わなければならないのか。	施設で感染者が発生し、職員の応援が必要となった場合、必ずしも本事業による派遣調整を活用する必要はない。まずは同一法人内での人員調整や法人間の連携等で調整していただき、それでも調整がつかない場合は、この事業を活用していただきたい。
7	派遣候補者名簿に登録後、実際の派遣調整はどこが行うのか。	派遣候補者名簿は県が作成するが、この名簿をもとに、派遣調整は、コーディネート業務の委託先（準備中）である宮崎県介護支援専門員協会、宮崎県老人保健施設協会及び宮崎県社会福祉協議会（宮崎県老人福祉サービス協議会の事務局）が行う。
8	派遣後、2週間程度自宅待機等させた場合の休業補償はないのか。	現時点で休業補償できるものはない。
9	派遣先で万が一、感染した場合の対応はどうか。	応援職員はレッドゾーン以外での業務を想定しているため、感染する可能性は低い。仮に感染した場合に備えてそれぞれで損害保険に加入していただくことを想定している。
10	派遣期間終了後に、元の職場に復帰する前にPCR検査を受けることができるか。	応援職員はレッドゾーン以外での業務を想定しており、濃厚接触者となる可能性は低いため、公的なPCR検査の対象とはならない。ただし、派遣元の施設の判断で民間医療機関でのPCR検査を自己負担で受ける場合、その費用も「サービス継続支援事業」の補助対象となる。
11	派遣候補者と応援事業者の違いは何か。	応援事業者は、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅含む）、居宅介護支援事業所で感染が発生した際、併設の介護保険事業所等に代わって、サービス提供をする「訪問介護事業所」、「訪問看護事業所」、「居宅介護支援事業所」を想定している。 それ以外の施設で感染が発生した際に、その施設に派遣され、非感染者に対する介護業務、もしくは介護業務以外の周辺業務を行う職員が派遣候補者となる。